

全建労発第60号
令和8年3月4日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 今井 雅則
〔 公 印 省 略 〕

「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知について
(周知依頼)

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。本会の活動につきましては日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省より、別添のとおり「高年齢者の労働災害防止のための指針」について周知の依頼がありました。

本指針は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他必要な措置を事業者の努力義務として位置付け、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を示したものです。高年齢者の労働災害の防止を図り、誰もが安全で健康に働くことができる職場環境を実現するためには、安全衛生管理体制の確立、リスクアセスメントの実施、作業方法や職場環境の見直し、暑熱作業対策の徹底、健康診断や体力の状況把握、状況に応じた業務の提供、安全衛生教育の充実等について、労使が連携して総合的に取り組むことが重要であるとされております。

つきましては、貴協会におかれましても、本指針の趣旨をご理解いただき、会員企業に対し周知を図っていただくとともに、高年齢者の労働災害防止対策の推進についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

(担当：労働部 吉田)